

法務委員会議録第二十七号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鎌治 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 高橋 禎一君 理事 古屋 貞雄君

理事 井伊 誠一君

青木 正君 押谷 富三君

林 信雄君 本多 市郎君

山中 貞則君 亘 四郎君

猪俣 浩三君 木原津與志君

木下 郁君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(大法官) 位野木益雄君

房調査課長 齋藤 三郎君

法務事務官 (保護局長) 齋藤 三郎君

委員外の出席者

検事(刑事局参事官) 下牧 武君

検事(刑事局参事官) 長島 敦君

判事(最高裁判所事務総局長) 磯崎 良善君

所事務局長 磯崎 良善君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

三月二十五日

委員保利茂君及び牧野寛素君辞任につき、その補欠として亘四郎君及び山中貞則君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山中貞則君及び亘四郎君辞任につき、その補欠として牧野寛素君及び

び保利茂君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

執行猶予者保護観察法案(内閣提出第五二号)

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案(内閣提出第七〇号)

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案以上二案を一括議題といたします。質疑を続けます。

質疑の通告がありますから、これを許します。鎌治良作君。

○鎌治委員 昨日質問したので一つ残つていたのは、執行猶予をつけられてそれに不服を控訴を申し立てた、ところがさらに裁判所において執行猶予は元の通りにし、保護観察を付するといふ判決ができるか、この点承りたい。いわゆる不利益変更になりはせぬかといふことです。

○長島説明員 御質問の場合は不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができないと考えております。

○鎌治委員 私はそこで一番問題になると思うのは、そうなる保護観察といふものは刑罰の一種であるかどうか、こういうことになるのであります。が、その点に対してはどういう法務省のお考えでありますか。

○長島説明員 お答えいたします。保護観察は刑罰の一種ではないと考えております。ちやうど執行猶予が刑罰の一種ではないと考えられておりますと同様に、これは保護観察付の執行猶予という一種の執行猶予がこれのことであり、ふりうに考えておまして、これは刑ではない、こういうふうに考えております。

○鎌治委員 執行猶予をつけられるといふことは、これは恩典であることは何人もわかつておるのでありますから、いいのだが、保護観察に付せられるといふことは一種の自由の束縛になる、この点はよほど考慮してもらわなければならぬので、私の一番聞きたいことは、保護観察といふことはいわゆる刑罰の一種であるとか、本人を懲戒する意味であつてはならぬと思う。どこまでも本人を更生させるための、本人の利益のためにやるのだ、こういうお考えじやなからうかと思ふ。またそうでなくちやならぬと私は考えるのです。が、それがどうも不利益になるといふことになる、そこがどうも矛盾する

ように思いますから、この点を明確にお答えしていただきたいと思ひます。

○斎藤(三)政府委員 保護観察は本人の更生を助けるものでございまして、決して不利益をはかるためにいたすものではございませんが、その手段方法として本人の自由をやはり制限する場合がございまして、そういう面も持つておるといふ意味においていたしままで申し上げたと考えます。

○鎌治委員 私はそうすると、理論としてはそれでよろしいのですが、今後指導の任に当られる人にその考えをもつてやつてもらふと、たいへんなことになると思ふのであります。ことにこの遵守事項などというものも、ここには善行を保持するといふことだけであります。これは本人のその後の行状によつて、それ／＼指導をかける行かなければならぬ。最初の考え方とあとの考え方とは違つて来ると思ふのですが、それらの点に対してはほど重要な責任を持たれるものと思ひます。が、これに対する当局としての十分なる対策があるかどうかをお聞きしておきたい。

○斎藤(三)政府委員 まことに重要な点でございまして、私もただいまの点はよく肝に銘じましていろいろな施策を考えたい、かように存じております。保護観察官の選考といひますか、あるいは教養、訓練、保護司の選考、研修といふような問題についてもできるだけ努力をいたしまして、刑務所に人を入れないで犯罪の少い社会をつ

くることにできるだけの努力をいたしたい、かように存じております。

○小林委員長 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ、両案に対する質疑はこれにて終局することといたします。

この際お諮りいたします。両案はいずれもこれを討論に付すべきところであり、討論はこれを省略し、ただちに採決を行ふに御異議はありませぬか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小林委員長 御異議がないものと認め、討論をこれを省略し、ただちに採決いたします。両案を一括して採決いたします。刑法の一部を改正する法律案並びに執行猶予者保護観察法案、以上二案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて二案はいずれも原案の通り可決すべきものと決しました。

○小林委員長 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続けます。質疑の通告がありますからこれを許します。高橋頼一君。

○高橋(頼)委員 昨日質問いたしました問題に関連して、二、三伺ひしておきたいと思ひます。本法律案の付則第三項に「職員にその意に反して臨時待命を命じ」と規定してあるが、その場合、これは国家公務員法に規定しておりますところの職員の意思に反す

る不利益な処分というふうにお考えになるのかどうか。またもしこれが本人の意思に反する不利益な処分というものであれば、これに對しての何らかの異議の申立てなり、あるいはそれが不當なる処分である場合に、これに關する救済の方法があるという御見解であるかどうか、この点をお伺いいたしておきます。

○位野木政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、もちろんその職員は、意に反して臨時待命を命じた場合には、職員の意に反する不利益な処分ということになりますと考えられます。裁判所職員につきましても、裁判所職員臨時措置法によりまして国家公務員法が適用されることになりまして、その第九十条に基いて、不利益な処分を受けた場合には審査の請求ができることになっております。

○高橋(調)委員 これはあるいは前に質疑があつたかもしれませんが、私はまだ速記録も拝見してないので、若干疑問がありますので、いま一点お伺いいたしておきますが、付則の第四項に關連する問題だと思つて、職員の意思に反して臨時待命を命じた場合の効力とか、その間の給与等に関する問題について、簡単に待つてから、どういふことになるのか、一通り明らかにしておいていただきたいと思つております。

○位野木政府委員 これは行政機関職員定員法の改正法案の付則の十一項から十七項まで及び二十項に規定してあるところでありまして、内容を申し上げますと、国家公務員としての身分を保有いたしますが、職務には従事いたしません。それから給与の關係は、俸

給、扶養手当及び勤務地手当を支給されますが、その他の給与は支給されません。それから待命を命ぜられて一定の期間待命ということになるわけでありまして、その待命の期間が切れたときに当然に公務員としての身分を失うということになっております。その期間の区分は、六箇月以上三年未満の者は一箇月、三年以上五年未満の者は二箇月、五年以上七年未満の者は三箇月、七年以上十年未満の者は四箇月、十年以上十五年未満の者は六箇月、十五年以上二十年未満の者は八箇月、二十年以上の者は十箇月ということになっております。大体のところは以上の通りでございます。

○小林委員長 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ本案に對する質疑はこれをもって終局いたします。

この際古屋貞雄君外六名より、左右兩派社会党共同で本案に對する修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。古屋貞雄君。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案に對する修正案
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項中「職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は、」を削る。

○古屋(貞)委員 原案に對する修正でございますが、政府委員からの御説明によりまして、すでに今回の行政整理に基く本定員の減員に對する關係におきましては、職員の意思に反して特に

臨時待命を命ずる必要がないのだという御答弁と、なおこの規定の必要性は他の行政整理の關係とのつり合いにこゝに定めるのだという御答弁の趣旨から考えまして、少くともこの職員の現在の状況におきましては、司法部における職員に對しましては他の行政府における職員と異なる特別な地位を与えられておられなければならないけれども、仕事の性格上長い経験を要することが必要であると同時に、相当な信念を持つて今日まで働きを願つておられるのでございまして、ただいま申し上げましたように、減員整理の必要がないという御答弁でございまして、あえてここに積極的にかような事項を挿入いたしましたので、今日まで働いて参りました職員に不安を与えようとは、むしろ必要がないのだ、害はあつても益はない、かように考える次第でございまして、一つは今回の整理に必要のない規定であるということ、いま一つはかような規定が制定されるにあつて職員に對し非常な不安を与えるという二つの理由におきまして、原案を修正いたします。ただいまお配り申し上げました職員の意に反して臨時待命を命ずるといふ点についての御削除を願うという意味においての修正案であります。さうして修正の理由を申し上げる次第でございます。

○小林委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。

この際お諮りいたします。本案及び修正案は、これを討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決を行つて御異議ありませんか。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

め、討論を省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員長 起立多数。よつて古屋貞雄君外六名提出の修正案は採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○小林委員長 起立多数。よつて古屋貞雄君外六名提出の修正案は採決されました。

○小林委員長 起立多数。よつて裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○小林委員長 御異議ないものと認め、さうといたします。

○下牧説明員 まことにごもつともなお尋ねでございます。立法当初におきましては、さつそく別の法律をつくるべく考えまして、私どももいたしましては、一つの案もつくつて警察に提示いたしましたこととございます。その案は、今回提出いたしました案とは異なりまして、この訴追の系統というものを非常に詳細にきめまして、いわゆるヒヤリングの形をとるといふような形式でもつて、相当詳細な案をつくつて提示したこともございます。ところが、その間警察の間でなか／＼意見の調整ができませんでしたので、意見の調整ができた上ということでも努力しておつたのでございますけれども、今回御審議をお願いするような案でやつと意見がまとまつたというのでこの案を提出いたしました。こゝういふわけであります。その間非常な年月がたつておりますが、怠慢のそしりは免れないかと存じますが、事情は警察の間の意見の調整ということに手間取つておつたということになるわけであります。

○井伊委員 そうすると、今日までこの法律案の提出の遅れておるのは、警察と検察庁との間の意見の調整をはかるためということでありまして、それは本法案は、結局警察の方の側としてこれに對しては全面的な意見の一致を見ておられるというわけであります。

○下牧説明員 お尋ねの点は、國警とは意見の一致を見ております。それから警視庁の方にやはこの案を照会いたしまして、意見を聞いたのでございまして、警視庁といたしましては反対の意見を申し出て来ております。それはちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

○井伊委員 そうすると、今日までこの法律案の提出の遅れておるのは、警察と検察庁との間の意見の調整をはかるためということでありまして、それは本法案は、結局警察の方の側としてこれに對しては全面的な意見の一致を見ておられるというわけであります。

○下牧説明員 お尋ねの点は、國警とは意見の一致を見ております。それから警視庁の方にやはこの案を照会いたしまして、意見を聞いたのでございまして、警視庁といたしましては反対の意見を申し出て来ております。それはちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

○井伊委員 そうすると、今日までこの法律案の提出の遅れておるのは、警察と検察庁との間の意見の調整をはかるためということでありまして、それは本法案は、結局警察の方の側としてこれに對しては全面的な意見の一致を見ておられるというわけであります。

○下牧説明員 お尋ねの点は、國警とは意見の一致を見ております。それから警視庁の方にやはこの案を照会いたしまして、意見を聞いたのでございまして、警視庁といたしましては反対の意見を申し出て来ております。それはちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

○井伊委員 そうすると、今日までこの法律案の提出の遅れておるのは、警察と検察庁との間の意見の調整をはかるためということでありまして、それは本法案は、結局警察の方の側としてこれに對しては全面的な意見の一致を見ておられるというわけであります。

○下牧説明員 お尋ねの点は、國警とは意見の一致を見ております。それから警視庁の方にやはこの案を照会いたしまして、意見を聞いたのでございまして、警視庁といたしましては反対の意見を申し出て来ております。それはちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

の後まだ意見の調整はできておりません。

○井伊委員 その警視庁の方でこの法案に対して反対意見があるというのはどういう点でありますか。

○下牧説明員 警視庁の書面によりますと、大きく三点にわかれております。

第一点は、ただいま井伊先生から御質問のごさいました点で、今ごろ何だという点でございます。

それから実体的な面におきましては、この法案を出す結果、今まで警察と警察庁は非常にうまくいつていたのが、こういうことをして、かどばつたことをやると、かえつて両者の親密な関係を阻害する結果になり、また警察官の志気も沮喪することになる、しかも警察官の指揮、指示というものを批判する余地を封じて来る結果、今度は警察官の志気も沮喪して、捜査能力の低下を来すようなことになる、またひいてはこういうことで警察官が警察を押えるということになると、檢察官アツシヨへの道を開くことになるのだ、何もなしに今まで通り仲よくやればいいじやないかというのが第二点であります。

それから第三点といたしましては、刑事訴訟法の第九十三条の指示、指揮の範囲が不明確であるのに、このような立法をするのは疑問があるというような点に相なつております。

○井伊委員 なおこれは警察関係との意見調整であります、どこまでもそれをやらなければならぬということを言うのじやないですけれども、特殊な司法警察職員というものがあつた、鉄道公安官であるとか、労働監督

官であるとかいうような、そういう特殊な司法警察職員にも関係があるので、それは大したこともないと思うのですけれども、これらに対してやはり意見は徴せられてあるわけですか。

○下牧説明員 関係各省に全部集まつていただきました法案の内容を説明いたしまして、全部了承を得ております。

○井伊委員 前回警察法の改正法案が提出になりました場合に、檢察官の指揮に従わない警察官に対して、司法警察職員等適格審査会の設置法案というものがつくられて、この要綱が当時法制審議会の方の諮問に付せられたというふうなことを聞いたのであります、そのときの構想というものはこの中にそのまま維持されておりますか、それとも捨ててしまつたのでしようか。その法案の中には人権侵害をやつたとこの警察官に対する懲戒方法、そういう規定もあつたのであります、そういう構想は捨てておいてですか、これはどうでしょう。

○下牧説明員 前回の国会に提案準備をいたしました司法警察職員等適格審査会の設置法案は、法制審議会にはかけておりません。法制審議会は刑訴法第九十四条の刑訴自体の改正問題として改正いたしました場合には、法制審議会を通さなければならぬと存じますが、その前の案等は法制審議会にはかけておりませんし、それについて法制審議会としての意見の表示もございせん。ただ私もいたしまして、たまたま警察法の改正が問題になりましたので、その関係とにらみ合せて、こ

の人権侵害の面をも含めて、ああいう案を一応考へてみたのでございすけれども、その際やはり警察側において強い反対がございまして、刑訴法第九十四条の関係ならまだがまんはできるけれども、あそこまで入れられてはどういふ承知できないという強い反対もございまして、そういう点を切り離しまして、今度は純粋に刑事訴訟法の付属法律ということで立案いたしました、人権擁護の面は別途に人権擁護の立場において考慮する、こういうふうな考え方を改めたわけでございます。

○井伊委員 檢察官の司法警察職員に対する捜査の協力を求めるために必要な一般的な指揮というものの範囲がはつきりしないというので、今警視庁等においては反対の一つの理由にしておられるということなものであります、この指揮権に反する警察官のどういふ範囲内において、それが本件の懲戒処分を請求することになるものであります、すか、指揮権に反する警察官のすべての行為に対してこれが行われるものなのか、その点はいかがですか。

○下牧説明員 建前といたしましては、いやくも檢察官の指揮、指示があつて、それに反する場合において、刑事訴訟法に書いてございす懲戒の事由が発生するということに相なろうかと思つております。ただ因警とわれ／＼よく話し合つたのでございしますが、この規定を實際動かすような事態が起きるといふことは、非常に両者の関係からいまして好ましくないこととございまして、よほどの場合にしかこれは使わない。それでもしそういうようなことがございしたら、やはり両方の幹部の間でよく話し合つ

て、そして事件を片づけようじやないか。それでもなお極端な、非常に片づかないような場合がある場合に初めてこのことが考慮されるというふうな運用するようになつてゐるわけでありまして、因警の方でもそれを期待してその点では了解がついておるわけでございます。その含みでもつてこの法律をお願いしたというわけでありまして、私どももいたしましては問題は具體的にどうしても警察官を処罰するといふことが目的と申しますよりも、むしろこういう檢察官の指揮、指示に従わない場合にはこういうことになる、そして建前をはつきりさせておいて、そして檢察官の指揮、指示というものは、やはりこれが一般の司法警察職員の職務の執行の基準になるのだという点ををはつきりいたしたいというものがむしろ私どものねらいでございす。

でございすから、おそらくこの法律が實際に上使われるというものは、ほとんど極端な場合に限られること、とに相なると考えております。

○井伊委員 そういたしますと、この法案の条文を適用する場合には檢察官と警察側とにおいて大体においては打合せ、了解をした上で公安委員会に訴追をしてもよろし、そういうふうな運営したい、こういうことでございすか、そういう意味ですか。

○下牧説明員 結論はおつしやる通りになるかと思ひます。ただ必ず打合せをするというほどのそういうのはつきりした了解は両方ずつておりません。ただ話し合ひをした上で、こういう法律を必要となつたような事態に迫り込まないよう両者で十分努力しよう、その上でこの法律の運用については慎重

を期するといふ点で了解をつけておるわけでございます。

○井伊委員 特殊の警察官に対して、たとえば鉄道公安官であるとか労働基準監督官とか、そういうものに対して懲戒処分を請求する場合にいたしまして、実際はその行政官庁内部のことでありまして、それが明確なる処置がとれるかどうかということについて、多少の疑いが起きますのでございす、そういうふうになつてやむやになつてしまつていふような場合も考えれば考えられないことはない。そういうような場合に、それでも檢察官の側ではそれ以上追及するとか、それを及ぼすところの方法、そういうことについてはいかがでしようか。

○下牧説明員 その点の明確な基準というものは定めておりません。それで私も考へておりますのは、たとえばある司法警察職員が、これは一般司法警察の場合もございす、特別司法警察の場合もございす、特別司法警察の場合もございす、特別司法警察の指揮指示に従わない。そこで檢察官から注意しても何らか非常に識にがらばつておるといふような場合には、その監督者に実はいくうかがあつた、ということと話をかけます。そうするといふふうな方法でその問題が片づいて行くのじやないか。それから非常に識なやり方のような場合に、これは少しひどいじやないかということを申入れたら、それが大体だれが見てもひど過ぎるといふような場合

においては、やはり部内の懲戒処分とかなんとかで自律的に動く場合があり得ると思います。そういうことで自律的に処分されれば、検察官といたしましてはそれ以上何もする必要はないと存じます。実はそういうふうな動くことを私どもは期待しておるわけであります。その裏づけ、建前としては、最後はやれるぞという建前がやはり必要ではなからうか。

それからもう一点は、この請求をいたしましたから今度懲戒罷免権者が何もないような場合、検察官として押す道は法的には何も設けておりません。やはり検察官がこういう請求をいたします場合は、よほど事実関係がはつきりしておつて、しかもそれが懲戒に値するといふ内容のものでなければできないこととございます。それから、そういうことであれば何と申しましてそれを懲戒権者の方で握りつぶして知らぬ顔をするのを期待するといふか、その辺を疑うといふことまでいたしませんでも、そういう大義名分の立つことならそれで大体済むのじやなからうか、こういうふうな見通しを持っておられます、またそういうことであればわれ／＼の方でやるからといふこともございまして、それでざつくばらんに申せば、しり切れとんぼのよきな法律案にいたした、こういうわけでございます。

○猪俣委員 今のあなたの答弁で大体わかつたのですが、指揮に従ふ者を懲戒の請求をやる、その前に公安委員の会なりその他の懲戒罷免する権限のものとの相談をしてやる、それが矛盾したように聞えるのです。なぜならば検察官自身が懲戒する権利があればいいけれども、それは請求権だけであつて、懲戒するものは彼らの監督機関である。その監督機関と相談をして、そしてまたその場合にそれをやるということになれば、それは彼らは賛成しないといふことが前もつてわかつたようなことになるから、請求してもむだなことになる。その辺あなた方は両者の円満な運営のためにそう期待せられるのであるが、ほくはそういうことをあまり建前にするとおかしいことになる。そうするとこの法律が全然骨抜きになつてしまふ。みんな、ことに警察官ぐらゐな張り根性の強いものはないのだし、そしてお互いに部下をかばう。これはいい点もあるが悪い点もある。清濁をあまりにもあわせの過ぎる傾向がある。そこで正当な検事の指揮に従ふぬといふつむじ曲りがなきにしもあらずだから、こういう法案を用意なされたと思うのだが、それについて相談して行くといふこともあり得ると思うけれども、何かその公安委員会なら公安委員会が相談をして、いやこんなものは検事のさしずは受けなといふよりなことでそれを拒否してしまふ明らかな意思表示をして置く。しかしどう考へてもこれは不当だから処罰しなければならぬと検事が思つても、やりようがないことになりましたか。

○下牧説明員 ちよつと説明が足りなかつたかもしれませんが、懲戒罷免権者という最高のところへすぐ持つて行くというのじやございせんので、おのおの監督系統が段階的になつておりますから、そのすぐ直屬の監督者に言ふとかんたかといふことで、事実上大体話が片づくのじやなからうか。それ

から最後の段階において意見がとれない場合におきまして、これはやはり法律的に押す力はございせんので、猪俣先生のおつしやる通りになると思ひますが、最後はやはり輿論に訴へて、そうしてその責任がはつきりして来るのじやなからうか、その辺のところでおちつければ大体よからう、かように私たちは考へたわけでございます。

それからただいまのお言葉の中で、今度の警察法では公安委員会には懲戒罷免の権限がございせん、警察官長官とそれから隊長、各地方の本部長といふふうになつておりますので、警察に關する限りにおきましては、一般の通常の場合における懲戒罷免権者、この法律に言う懲戒罷免の権限を有する公安委員会とは別個の組織になつております。その点で、警察面においては、公安委員会に請求するといふことはまた一面意義があるのじやないか、かように私どもは考へております。

○井伊委員 第一条のところ、訴追は書面によつてやるといふことでありますが、これに対する訴追の要件となるようなものは別にないでしようか。というのは、罷免といふのと懲戒といふものは訴追される際にそれを明らかにしておくのであるか。つまり懲戒を要求しておるのか罷免を要求しておるのか明らかにされるべきであると思ふがどうか、その他書面による要件、それを聞きたい。

○下牧説明員 法律的には要件は何も書いてございせん。自由に書いていいといふことになつておりますが、実際上書面によるということにいたしました

すれば、懲戒理由は当然書くことになつてと思ひます。少くとも理由を付さない請求といふことはあり得ない。それからただいまおつしやりました罷免と懲戒の區別をして初めから請求して行くかどうか、非常にごもつともなお尋ねてございまして、訴訟法によりまして、懲戒又は罷免の設置とありまして、懲戒と罷免といふのを區別してございまして、ところがこの法律の考え方ではそれを二つにわけた考え方にいたしました。息を長く読みまして懲戒または罷免の訴追、または懲戒または罷免の請求といふように私どもの気持ちで読んでおるわけでございます。

それで一言申せば、懲戒または罷免の請求といふことは一般の場合における懲戒処分の請求といふことと同じようなことになる、その意味で考へておるようなわけでございます。従ひましてこの場合は懲戒にして、この場合は罷免にして、とかいふ區別をして検察官としては請求いたしません。懲戒または罷免の請求といふ一つの文句でもつて、言いかえれば懲戒処分の請求、あとの程度請とかその辺のやり方といふのは通常の例に従つてやつてもらへばよろしい、こういう大まかな請求をいたすといふつもりでございます。

○井伊委員 そういたしますと訴追を受けたところの公安委員会あるいは訴追罷免の権限を持つておるもの、こういうものに、ただ訴えただけで一切はまかせ、どういふふうになつてもただまかせ、そういう意味合いのものですか。

○下牧説明員 最後の判断は全部まかせるといふ建前でありまして、ただ先ほどちよつと申し落しましたが、検察官

として意見を述べていい場合もあるかと思ひます。中には懲戒する、罷免するとか、あるいは減給でよろしいとか、戒告でよろしいとか、意見を述べることとはかまわないと存じます。と申しましたも、必ず意見を述べなければならぬかといふと、そういうことじやございせんので、一気にしかるべき処分をしてもらいたいといふことで請求いたしてもかまわない。それは各具體的事案によつて判断して行けばよいのじやないかと思ひます。最後の決定権はすべて公安委員会または懲戒罷免権者にまかせ、こういう考へ方でありまして。

○井伊委員 訴追請求の事実等についての証明については、検察官と、それから公安委員会その他の懲戒罷免の権限を持つておる者との間に、どういふやりとりをするといふか、そういうものは重ねて適宜にこれを証明する方法、供述するとか、あるいは調査を求めるといふようなことができるのか、あるいは書面だけでこれを行うものか、それはどうでございますか。

○下牧説明員 その点はこの法律の第二条によりまして、一般の警察官なら警察官、それから特別警察官なら特別警察官を懲戒する場合における手続に従つてやる。その場合、ヒヤリングといふことになつておりますれば、今度の場合もヒヤリングでやるということになりますし、その辺が適当な懲戒罷免権者の認定にまかされてゐる場合は、それに従つてやるといふふうないたしました、それ／＼／＼の機関において、通常のやり方においてやるといふふうないたしましたわけでございます。

各機関によつて、おの／＼やり方によ

じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

りません。スムーズに行つておるものと思つております。職員は全体で三十

れから鹿児島地方裁判所名瀬支部の民事刑事の控訴事件がそれごとございま

力の沖繩の軍政部だろうと思うのです
が、私の感じでは、その軍政部の連中

下げられたというふうな事例もあるよ
うに聞いておけます。これはやはり何

か軍の布告かまたは現地の法令のよう
なものが出来て、一応はその権限に
基いておるに開いております。し
かしその当否についてはあるいは問題
があり得るかと思いますが、一応法令
上の根拠はあるというふうに聞いてお
ります。それ以上の詳細なことはた
いまいまかりませんが、わかり次第報
告いたします。

○小林委員長 林君。

○林(信)委員 先刻の井伊委員の質疑
に対する当局のお答えは、福岡の高等
裁判所の支部を鹿児島に設置すること
はまだ決定しておらない。そのこと
の可否は別にして、よくわかるのであ
りますけれども、質問の要旨である奄
美群島における名瀬並びに徳之島の簡
易裁判所の事件の処理としては、交通
不便の關係よりして、裁判所法六十九
条第二項によつて、その裁判所でない

他の場所で法廷を開くことができる
という規定もあるのだから、宮崎の支部
からでも出かけて行つてやつてやるこ
とも考えられるし、考えておくとい
う話であります。この六十九条は法廷に
關する規定であり、その開廷の場所は
原則として裁判所または支部であるこ
とが定められて、必要と認められる限
度の問題であるのですが、いわゆる例
外のあることは間違いないと思つて、
大体最高裁判所の単なる思いつきだけ
で、随時随所においてはやらない趣旨
であり、従来その解釈でやつておいで
になつたと思つたのです。今私結論をど
うこうと言ひではないのですが、一
応考えられますことは、今度のような
交通不便の關係からこれを法にいうと
ころの必要と認めるものに解釈いたし
まして、高等裁判所より出張開廷をす

るということになりますと、これは不
便の限度が別に学理的技術的に明確な
ものではないのですから、表現の方法
によつては、あそこよりはおれのとこ
ろが不自由だというふうなことができ
ますと、さうなことがたいへん広範
圍に起つて来はしないかと思つて、
不適当な言ひ方かもしれませんが、ほん
とにそんなことができるように思つ
て大まじめに御研究になつておられる
のでございましょうか。高等裁判所の
支部、この場合には宮崎の既存のもの
を鹿児島に持つて行くといふことは非
常に至難なことだから、といつて要望
が非常に強いから、まあいば言ひの
がれ式にこういふことも考えておる、
ああいうことも考えておるといふこと
でお答えになつたのかもしれないと思
ひますが、その点に關する御説明を承
りたいと思ひます。

○磯崎最高裁判所説明員 交通不便と
いうこととからだだちに六十九条第二項
の開廷に持つて行くことは、解釈と申
しますか、運用が多少広まり過ぎると
いつたような懸念もありまうござい
ますが、今までも例が少ございませ
うが、東北管内でもやつたことがあ
ります。それから必要と認める場合とい
う場合に、交通の不便といふことのほ
かに公衆衛生といふことを考へまして、
癩患者に關する事件を裁判所外の癩療
養所の中で開廷するといふことは當時
行われておりました。そのいつた場合を
考へますと必ずしもできないことはな
いのではないかと今思ひます。今思ひ
まして、私たちの方の總務局の中に課を置
きまして、開廷場所の指定、巡回裁判
といつたような自然の關係を研究し、
奄美大島の關係につきましては担当の

者を置きまして研究させております。
鹿児島まで行きましても特に奄美大島
の南方半島、沖永良部島方面の人は相
當時日を要しますし、ことに海が荒れ
ました場合にはほとんど交通が杜絶す
るといつたことがありますので、年間
一定の時期を区切りまして高等裁判所
から裁判に出かけて行く、その間に最
高裁判所で一定の時期の事件の開廷を
名瀬支部においてできるというふうな
指定をするには必ずしもできないこ
とはない。措置としても不当ではない
といふふうなまじめに考へておるので
ありまして、必ずしも言ひのがれだけ
の見解ではございせん。六十九条の
法の解釈としては多少広過ぎるけれ
ども、できないことはない。現在の措置
としてはそういう方法が考へられるう
ちの最も妥當な措置ではないかとい
ふに思つております。

○林(信)委員 法文の言葉そのまゝに
参りますれば、これは最高裁判所のい
わば専權に屬するものであつて、も
ろんそれには制限はありますけれど
も、それも最高裁判所が必要と認める
以外の機關においては必要でないの
であります。その意味から申しますれば、
御趣旨の考へ方方もまづ正面か
らは、あるいは議論にならないかもし
れない。従来この規定の解釈はかなり
嚴格に考へられて来たと思ひます。
例があると考へられますもの、それは今
具体的に取上げられております奄美群
島の例と比較いたしますと場合が違
うと思ひます。私は直接タッチし
ておりませんが、存じませんけれど
ども、建物が焼けちやつた、流れた、
こわれたといつたような例が主たる例
ではないかと思ひます。いわば非常事

態の臨時の措置である。今度の場合にはそ
ういう建物をとられまして、これは
恒久的なものなんです、臨時のものじ
やないわけですね。そのこと自体は解釈
上よろしいし、また考へ方によつて、
それらの方面の方は利便を得る。これ
は異論のないことですけれども、そう
いふふうな解釈し、そういうふうな推
し広めて参りますと、おれのところ
も、おれのところもといふふうになり
まして、巡回して来てくれろ、出張し
て来てくれろ、こういうことが起つて
来るし、これは大分建前が違つて来
ると思ひます、それでよろしいかどう
か。その根本的な考へ方、局部的に
ながめて、この分だけはやれないこ
とはない、それは喜ぶ。これはわかるの
ですけれども、それが他に及ぼす影響
を考へますと、これは御研究も相當
重でなくてはならぬと思ひます。その
杞憂から私お伺ひしておるのですが、
やはりそれでいいのでしようか。

○磯崎最高裁判所説明員 六十九条二
項の運用の状況を見ますと、癩患者に
關する事件が一番多いのでございま
して、熊本県の菊池恵楓園、あそこを指
定いたしましたし、岡山の長島愛生園
を指定いたしておりますが、これが実
際の運営上多い例であります。その次
が、仰せの通り、庁舎の焼失あるいは
水害による流失でございまして。これは
件数としては少ございまして。先般門
司の簡易裁判所が流された例がござ
いまして、公衆衛生の観点から裁判所
の法廷を使用させないという趣旨に立
つてゐるのでございまして。林委員の御
指摘の通り、確かに奄美群島に適用し
た例をはかに広く及ぼすといふことに

は相當問題がございまして、よく慎
重に研究いたしたいと思ひます。
○林(信)委員 それでよほど合つて来
たと思ひます。あらためての質疑は
やありませんが、御説明のような癩患
者のための出張開廷というふうな例、
あるいは私が前に述べましたような、
建物の損壊しましたような場合それら
の例から参りますと、さうした新たな例
になるのです。奄美群島の諸君を癩患
者扱いにしてもどうかと思ひますし、
お説のように慎重に御研究くだされ
ますとともに、支部の移転の問題も同時
に慎重に御考慮願ひたい。私の質疑は
終了します。

○小林委員長 本日はこの程度にとど
めておきます。明日は午前十時より理
事会、午前十時三十分より委員会を開
会することとし、本日はこれにて散會
いたします。
午後零時五十四分散會
〔参照〕
刑法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に關する報告書
執行猶予者保護觀察法案(内閣提
出)に關する報告書
裁判所職員定員法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に關する報告
書
〔都合により別冊附録に掲載〕